別紙様式第三十三号（附則第三十一条、第四十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

［１～10　略］	
11　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添８のとおり
12　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法附則第３条の３第３項第２号ト ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハ ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨	別添９のとおり
13　他に行っている事業の種類	別添10のとおり
14　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第３項第１号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第５項各号に掲げる者。15において同じ。）が外国（法附則第３条の３第３項第１号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日	［略］

別紙様式第三十一号（附則第三十一条、第四十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

［１～10　同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
11　他に行っている事業の種類	別添８のとおり
12　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第３項第１号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第５項各号に掲げる者。13において同じ。）が外国（法附則第３条の３第３項第１号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日	［同左］